

第1回 白井市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事録

1 日時及び場所

令和2年4月8日 午後3時から4時35分 保健福祉センター 健診室2・3

2 出席者

本部長：市長 副本部長：副市長、教育長
本部員：総務部長、企画財政部長、健康子ども部長、都市建設部長、市民環境経済部長、会計管理者、教育部長、議会事務局長、白井消防署長
欠席：福祉部長
関係課長等：総務課長、主任保健師、秘書課長、財政課長、危機管理課長、保育課長、社会福祉課長、生涯学習課長、白井消防署警防係長
(事務局)健康課長、健康課職員

3 議事概要

(1) 市内における新型コロナウイルス感染症患者の発生について

○本部長より

- ・市から5例目が出たが、市内でクラスターが発生しているとは考えていない。
- ・対策については、臨機応変に対応していきたい。

(2) 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置について

- ・白井市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき災害対策本部を設置。
- ・「新型インフルエンザ等」は「新型コロナウイルス感染症」と読み替える。
- ・会議の名称は「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」のままとするが、位置づけが特措法に基づくものとなったので、本日のこの会議を「第1回」とする。

(3) 緊急事態宣言について

- ・国が「緊急事態宣言」を宣言、県が各種の要請を行う。
- ・市は趣旨を理解し周知し、共通認識をもって対応する。

(4) 新型コロナウイルスに伴う市の対応状況について

- ・10日議会全員協議会を開催し、市の取組を知らせる。議員にも協力頂く。
(市長、副市長、教育長で対応)
- ・市の取組について追加があれば加える。

(5) その他(各担当課長等より各施設の状況・課題を説明)

○保育園の開園について

- ・国の方針：縮小して継続、東京23区：対応が異なる
- ・厚生労働省の通知：縮小して継続。
(警察、消防、病院などの関係者の乳幼児のみを対象として受け入れる、開園数を減らすなどが考えられるが、縮小の方法については示されていない)
- ・児童保育なども同様の扱い

※保護者へ協力依頼(家庭での保育が出来ない家庭のみ)を再度実施した上で、継続して開園する。

※今後、県からの要請等により、対応を変える場合には、対策本部会議を経ず決裁で変更することを了承。

- ・今後、登園を控える協力をした市民の保育料の減額等を検討する。

○学校、学童保育との調整はどうか

- ・学校は小学3年生まで受け入れるが、4年生以上は原則受け入れていない。
- ・趣旨は家から出さない事、真に必要な児童のみ利用する。

- ・登校を制限する市町が増えている。
 - ・保護者等の要請から自主学習をやめることとなる可能性がある、学童保育では受け入れできるか。
- ※外出をやめることが趣旨でありその際は、学童保育も学校も止める。

○スポーツ施設について

- ・他市においては、本日10時から有料のスポーツ施設を閉鎖
 - ・校庭で「なぜスポーツをしているのか」と苦情がある（市民感情として不満に感じている）
 - ・公園もセットで考える（グラウンドゴルフ、15人以上の園児などの利用も許可している）国は、散歩や運動の外出は可としている。
 - ・近隣市の施設はおおむね閉鎖の方向。
- ※4月9日から学校体育屋内施設の一般開放、社会体育施設の貸出しも休止する。

○富士南園広場について

- ・近隣市の施設が利用できないことから、近隣市の野球チームなどが利用している。
 - ・国は、散歩や運動の外出は可としている。
 - ・富士南園広場は野球チームなどが利用し、散歩などでは利用しづらい状態。
 - ・ドクターヘリのポートとなる場合もあり、避難所ともなっている。
 - ・コロナウイルスとは関係なく利用者の使い方の問題ではないか。
 - ・誰が監視して注意するのか。
 - ・学校のグラウンドはクローズする。
 - ・富士地区に同様な施設がないことから看板等により注意喚起を行った後、利用が悪い場合閉鎖とすべき。
- ※個人の利用は可、団体利用は不可。注意看板設置。利用状況によって閉鎖する。

○市の委託（公園管理）や市依頼のボランティアにより市民が集まることについて

- ・業務がどうしてもやらなければならない業務なのか
（駅前の自転車整理など外出が自粛となれば少なくなり、回数を減らすことは出来る）

○図書館について

- ・予約のみ貸出しを継続してきたがそれも休止したい。近隣も4月8日からは完全に閉館している。
- ※4月9日から5月中旬まで予約本の貸出しも休止する。

○職員及び来庁者の感染予防対策について

- ・窓口対応時の各課の状況に応じ、必要な場合は長テーブルをカウンターに設置することで、窓口対応時の来庁者との距離とる。
- ・各課の実情に応じ、来庁しなくても相談や提出は可能なことを周知する。

○補助金の対応について

- ・補助対象事業が実施出来ない団体が出来てくる。
- ※当初の予定で補助の決定はするが、補助対象事業が出来ない場合は清算する。

○防災行政無線の活用について

- ・船橋市では緊急事態宣言を受けて9時、14時に放送をしている
（市川市、印西市でも行っている）
- ※実施する（R2.4.8 17:30 実施済み）

○学校給食食材の残りにについて

- 甘夏みかん 1,000 個、豚肉等
 - 販売することにより人が集まることが問題となる。
 - 肉は衛生管理上問題がある
- ※食品ロスを減らすため、NPO等に話を持ち掛け団体が不要な場合、職員、議員が原価で引き取る

○業務継続計画の発動時期について検討が必要

○民間に委託している事業の休止について

- 委託先が国の補償の対象外となる事業所等も想定される。市が誠意をもって補償を検討していく必要がある。
- 施設が休止していても、委託業者には機器のメンテナンスや再開に備えて種々の準備など依頼する業務がある場合もある。
- 市民プールは休業補償の対象となる。

○危機管理課が本会議の事務局に協力する旨、申し出があった。